

番号	問い	答え	キーワード
<b>Ⅱ 飼料作物作付地</b>			
<b>【飼料作物作付地】</b>			
問13	飼料作物作付地が、複数の地方農政局等の管轄区域に跨っている場合は、どこの農政局に申請したら良いですか。	酪農経営者の住所（主たる事務所）のある場所を管轄する地方農政局等に申請してください。	申請方法
問14	飼料作物の播種と収穫が年度をまたぐ場合、飼料作物作付けとして認め、面積をカウントできますか。	事業実施年度内に作付及び収穫される場合のみ、飼料作物作付地として申請することが可能です。 但し、播種と収穫を同じ周期で繰り返していることを示せる場合は、年度（4月から翌年3月）を越えて収穫している場合であっても、飼料作物作付地として算入することが可能です。農政局にご相談ください。	作付け時期
問15	永年生牧草の草地で春・夏は放牧を行い、同じ土地で秋に単年生牧草を播種して冬に収穫している場合、2期作の面積としてカウントが可能ですか。	永年生（1作目）、単年生（2作目）の2期作と考えられるため、作付け面積としてカウントすることが可能です。	永年生、単年生の2期作
<b>【算入条件】</b>			
問16	農地以外の地目（宅地・山林等）であっても、飼料作物作付面積として算入できますか。	飼料作物が作付されている土地であれば、どのような地目でも作付面積として算入できます。	農地以外の地目
問17	食用の小麦の収穫後に、秋冬作の飼料作物（イタリアンライグラス、飼料用エン麦等）を作付ける場合は、飼料作物作付地に該当しますか。	事業年度内に飼料作物を作付・収穫する場合は、飼料作物作付地として申請することが可能です。	飼料作物
<b>【契約栽培】</b>			
問18	水田活用の直接支払交付金の契約書（利用供給協定書）を耕種農家との契約栽培の契約書としても良いですか。	耕種農家等との契約栽培では、①耕種農家等又はコントラクター等が作付けを行う飼料作物作付面積を明らかにすること及び②酪農・肉用牛経営者等は耕種農家等又はコントラクター等が行う役割若しくは、生産された飼料作物に対する対価を支払う（現物相殺も含む）ことを約した契約が必要です。 上記の2つを満たした利用供給協定書であれば、契約書に代えられることとします。	契約書
<b>【面積の確認】</b>			
問19	面積の確認は、GPS、GIS及び航空写真を使ってもいいですか。	飼料作物作付面積の確認については、原則として公的機関等の書類により明確にしている面積を記載する必要があります。書類での確認ができない場合は、GPS、GIS及び航空写真等による実測等の手段により面積を明確にするものとします。	GPS、航空写真
問20	農地基本台帳に記載された面積より実測面積が大きい場合は実測面積で参加申込をしてもいいですか。	公的機関等の書類により明確にしている面積で申請することが原則であり、実測値が異なっても農地基本台帳に記載された面積で申し込むこととなります。 ただし、分筆されないまま利用しているなど公的機関の書類では確認が明らかに困難な場合は、実測等の手段により面積を明確にするものとします。	実測面積
問21	現地確認で、参加申込に記載された面積と実際の作付面積が異なっていた場合、どうしたら良いですか。	現地確認において、参加申込時の作付面積より少ない面積で飼料作物が作付けされていることが判明した場合は、現地確認時の面積に変更申請する必要があります。ただし、参加申込時の面積が上限となるため、参加申込時より多い面積に変更することはできません。	飼料作物作付面積修正
問22	農業委員会で整理している農地基本台帳等に記載されている土地の一部（分筆の一部）で飼料作物が作付けされている場合、面積の確認行為を行うには土地の実測が必要ですか。	面積を確認できる書類等がなければ簡易測量やGPS等による実測等により面積を明らかにし、その記録を保管することが必要です。	飼料作物作付面積確認